

令和 5 年 7 月 31 日 開催

令 和 5 年
改選後第 2 回
函館市農業委員会総会

議 事 錄

函館市農業委員会

令和 5 年改選後第 2 回函館市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 5 年 7 月 31 日（月） 開会 16：15 閉会 16：45

2 開催場所 函館市役所 8 階大会議室

3 出席委員

議長	立藏 義春	5番	八戸 千修
1番	川村 稔	6番	山田 美代子
3番	佐藤 勉	7番	近江 政夫
4番	大槻 寅男	8番	菅原 秀樹
		9番	西浦 克彦

以上 9 名

4 事務局出席者

局長	松浦 真人	主査	中村 俊大
局次長	吉田 浩樹	主任主事	笠原 未帆
農地課長	石岡 正直	主事	佐々木 将汰

以上 6 名

5 付議事項

- 議案第 1 号 土地の現況証明書の交付について
- 議案第 2 号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
- 議案第 3 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正（案）について
- 議案第 4 号 函館市農地利用最適化推進委員の委嘱の手続に関する規程第 3 条第 2 項の規定による農業委員会が定めた日について
- 議案第 5 号 函館市農地利用最適化推進委員候補者募集要領について
- 報告第 1 号 会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）
- 議案第 6 号（追加日程） 一般社団法人北海道農業会議の会員の決定について

16 : 15 開会

議長（立藏会長）

ただいまより、令和5年改選後第2回農業委員会総会を開会いたします。
まずははじめに、「農業委員会憲章」を唱和いたします。
委員ならびに事務局職員は、ご起立願います。
函館市農業委員会憲章。

（「農業委員会憲章」唱和）

議長（立藏会長）

ご着席願います。
はじめに、お手元に配布しております日程の追加についてでございます。
一般社団法人北海道農業会議の会員の決定について、農業委員会規程第8条第2項の規定に基づき、議事日程を追加するものでございます。
それでは、お手元の日程のとおり取り進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（立藏会長）

異議がありませんので、そのように進めさせていただきます。
続いて、本日の日程の確認ですが、お手元に配付した日程のとおり、議案6件、報告1件、計7件となっております。
よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。
それでは、本日の日程に進みます。
日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。
議事録署名委員には、4番、大槻委員、5番、八戸委員の両名を指名いたします。
よろしくお願ひいたします。
次に、日程第2、議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。
それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の3ページをお開き願います。

議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を、ご説明申し上げます。

本件は、土地の現況証明願処理要領の規定により、土地の現況証明願書の提出が2件あったことから、審議を求めるものでございます。

4ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は2筆合計、1万2千346平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でございます。

所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更のためでございます。

記載の3名の農業委員にて、7月25日に現地調査を行っております。

なお、このページの下段が箇所図となってございます。

続きまして、5ページをお開き願います。

番号2についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、1千151平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でございます。

所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更のためでございます。

記載の3名の農業委員にて、7月25日に現地調査を行っております。

なお、このページの下段が箇所図となってございます。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、3番、佐藤委員からご報告願います。

3番（佐藤委員）

議案第1号「土地の現況証明書の交付について」、番号1および番号2に係る現地調査結果ですが、この案件について、川村委員、大槻委員と私を合わせた農業委員3人と事務局職員で調査を実施し、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について、申請地は山林に囲まれた場所に位置しており、現況は木々が生い茂っている山林状態でありました。

番号2について、申請地は北側が山林、東側および南側が宅地で囲まれた場所に位置しており、現況は、雑草が繁茂した原野状態でありました。

のことから、番号1および番号2について、農地・採草放牧地以外と証明することが相当と判断しました。

以上、議案第1号、番号1および番号2についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、願い出のとおり証明することが相当かどうか、ご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立藏会長）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を採決いたします。

お諮りいたします。

各件について、願い出のとおり証明書を交付することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（立藏会長）

異議なしと認め、願い出のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の6ページをお開き願います。

議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を、ご説明申し上げます。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により申し出のあった利用権設定1件の農用地利用集積計画の決定について、審議を求めるものでございます。

7ページをお開き願います。

番号 1 についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、3 筆合計、3 万 2 千 5 6 6 平方メートル、権利の種類は使用貸借権、利用目的は畠、利用権の始期は令和 5 年 8 月 7 日、終期は令和 10 年 8 月 6 日、申請理由は、貸主が相手方要望、借主が経営の拡大となっております。

なお、8 ページが箇所図、9 ページが調査書となってございます。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、3 番、佐藤委員から、ご報告願います。

3 番（佐藤委員）

議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について、番号 1 に係る予備審査の結果ですが、この案件について、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号 1 について、農地の使用貸借権設定に対する判断基準の要件について、申請書に基づき、借主の経営状況や農地の効率的な利用について、事務局から説明を受け、調査委員 3 人が資料等を確認、現地調査を実施し、判断できる範囲で検討した結果、計画内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第 2 号、番号 1 についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、本件について、計画内容が適正であるかどうか、ご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立藏会長）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、適正な計画と認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（立藏会長）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

次に、日程第4、議案第3号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正（案）について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の10ページをお開き願います。

議案第3号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正（案）について」を、ご説明申し上げます。

本件は、改選後第1回の総会において、当該指針の素案について決定し、本日の農業委員・推進委員合同会議にて、推進委員の意見を聴取した結果、意見等がなかったことから、別紙のとおり決定するため、審議を求めるものでございます。

なお、11ページから16ページまでが、指針（案）となっております。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

それでは、各委員から、何かご質問などご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（立藏会長）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第3号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正（案）について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（立藏会長）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

次に、日程第5、議案第4号「函館市農地利用最適化推進委員の委嘱の手続に関する規程第3条第2項の規定による農業委員会が定めた日について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の17ページをお開き願います。

議案第4号「函館市農地利用最適化推進委員の委嘱の手続に関する規程第3条第2項の規定による農業委員会が定めた日について」を、ご説明申し上げます。

農地利用最適化推進委員の任期満了に伴う新たな委員の委嘱につきましては、改選後第1回の総会において、7名の委嘱を決定したところでありますが、本規程第4条の別表に規定する定数に対して、1名が欠員となっているところであります。

このため、推進委員1名の再募集にあたって、本規程第3条第2項に規定された「農業委員会が定めた日」、すなわち候補者の募集等を開始する日について、審議を求めるものでございます。

18ページをお開き願います。

こちらが、農業委員会が定めた日の案でございます。

この案については、本総会において審議・原案可決後、速やかに再募集を行い、9月の改選後第4回総会において、新たに推進委員1名の委嘱を決定するため、候補者の募集等を開始する日を令和5年8月4日とするものでございます。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

それでは、各委員から、何かご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立藏会長）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第4号「函館市農地利用最適化推進委員の委嘱の手続に関する規程第3条第2項の規定による農業委員会が定めた日について」を、採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（立藏会長）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

議長（立藏会長）

次に、日程第6、議案第5号「函館市農地利用最適化推進委員候補者募集要領について」を、議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の19ページをお開き願います。

議案第5号「函館市農地利用最適化推進委員候補者募集要領について」を、ご説明申し上げます。

本件につきましては、「函館市農地利用最適化推進委員の委嘱の手続に関する規程第3条第1項」の規定に基づく、候補者の募集等に係る当該要領の制定について、審議を求めるものでございます。

20ページをお開き願います。

このページから30ページまでが要領の案となっております。

この案につきましては、令和4年12月の総会において決定しました前回募集時の要領から、大きな変更は行っておりませんが、主な変更点をご説明いたします。

21ページをお開き願います。

5の「募集する担当区域および人数」についてですが、応募する方の居住地区は問いませんが、「東部地区の1名」を募集することにしております。

22ページをお開き願います。

9の「農地利用最適化推進委員候補者の推薦・応募」についてですが、前回の募集要領では、「複数の担当区域の推薦・応募」、「農業委員との重複推薦・応募」ができることにしておりましたが、今回の応募につきましては、「担当地区が限定されること」、「農業委員が決定していること」を踏まえ、この2点を要領から削除しております。

23ページをお開き願います。

受付期間についてですが、議案第4号で決定しました「農業委員会が定めた日」の令和5年8月4日、金曜日から令和5年8月31日、木曜日までの28日間となっております。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

それでは、各委員から、何かご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立藏会長）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第5号「函館市農地利用最適化推進委員候補者募集要領について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（立藏会長）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

次に、日程第7、報告第1号「会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）」を、議題といたします。

それでは、事務局に報告内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の31ページをお開き願います。

報告第1号「会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）」を、ご説明申し上げます。

本件につきましては、土地の現況証明願書の提出が6件あったことから、函館市農業委員会規程第23条第1項第4号の規定により専決処分を行ったもので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

32ページをお開き願います。

このページの番号1から38ページの番号6まで、市街化区域2件、市街化調整区域3件、区域外1件、計6件の現況証明願書の提出があり、事務局にて調査した結果、記載のとおり、それぞれ農地・採草放牧地以外と確認し、現況証明書を交付いたしました。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立藏会長）

ご質問がないようですので、本件について終わります。

次に、日程第8，議案第6号「一般社団法人北海道農業会議の会員の決定について」を、議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

机上配布しました、追加議案の1ページをお開き願います。

議案第6号「一般社団法人北海道農業会議の会員の決定について」を、ご説明申し上げます。

本件につきましては、一般社団法人北海道農業会議定款第6条第4項第1号の規定に基づく会員の決定について、審議を求めるものでございます。

2ページをお開き願います。

一般社団法人北海道農業会議につきましては、定款第6条第2項各号により「普通会員」または「賛助会員」で構成されておりまして、各農業委員会は「会長」または「農業委員会が1名に限って指名した委員」が「普通会員」になっているところであります。

このため、函館市農業委員会では、定款に定められております「農業委員会が1名に限って指名した委員」として、大槻寅男氏を指名したいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

それでは、各委員から、何かご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立藏会長）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第6号「一般社団法人北海道農業会議の会員の決定について」を、採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（立藏会長）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

最後に、その他ですが、2点お話をございます。

まず、1点目ですが、次回の総会は、令和5年8月31日、木曜日、午後2時から市役所8階第2会議室において、開催いたします。

また、議案の締切日は、8月4日、金曜日となっております。

続いて、2点目ですが、次回総会の現地調査日は、8月24日、木曜日、午後1時からとなります。

それでは、8月の現地調査委員を指名いたします。

5番、八戸委員、6番、山田委員、7番、近江委員、以上、3名を指名いたします。

3名の方は、午後1時に、事務局に集合となりますので、大変お忙しい中とは存じますが、どうぞよろしくお願いいいたします。

私からは、以上ですが、他に各委員から何かご発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立藏会長）

それでは、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

16：45　閉会

以上、会議の顛末を記録し相違ないことを証明する。

議長立藏義春

署名委員大槻寅男

署名委員八戸千修